

第1章 総論

第1節 策定の目的

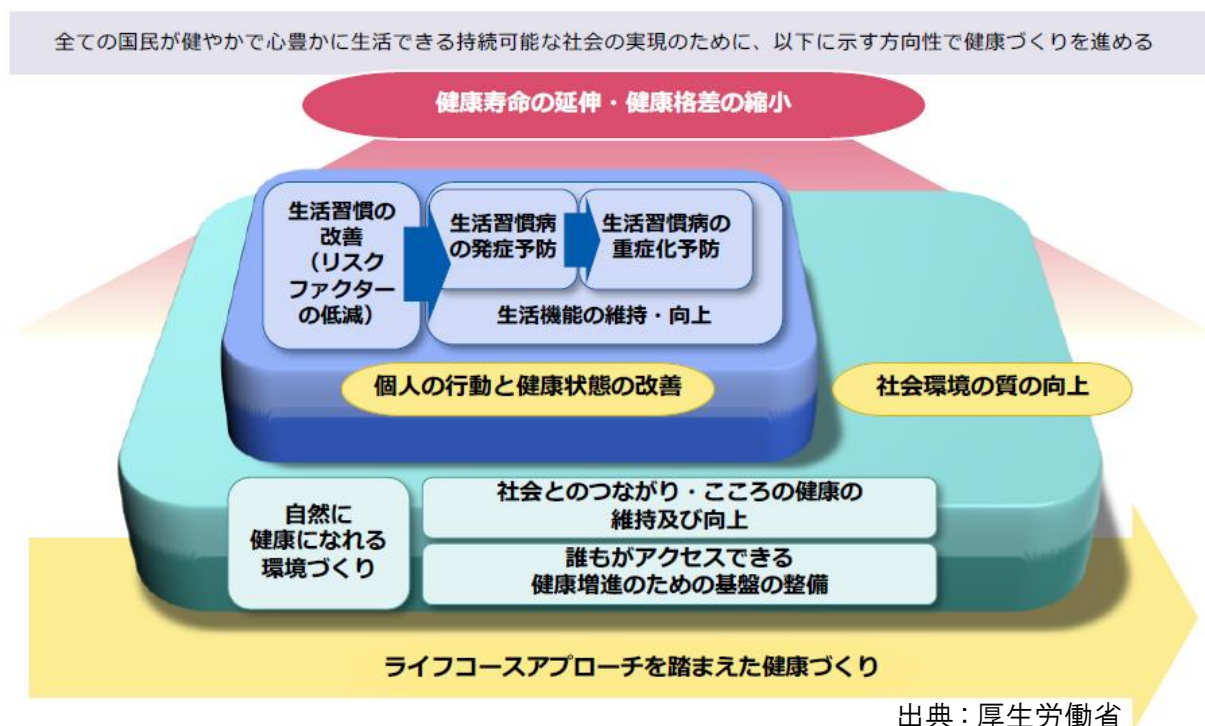
国は、平成12年度より「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」を策定し、平成25年度から令和5年度までの「健康日本21（第二次）」においても、引き続き、生活習慣病の一次予防に重点を置くとともに、健康寿命（健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間）の延伸と、健康格差（地域や社会経済状況の違いによる集団間の健康状態の差）の縮小や、社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上などが盛り込まれ、生活習慣病の発症や重症化予防を重視した取組を推進してきました。さらに、令和6年度から令和17年度までの「21世紀における第3次国民健康づくり運動（健康日本21（第三次）」では、「全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現」をビジョンとし、「誰一人取り残さない健康づくりの展開」と、「より実効性を持つ取組」の推進が示されました。（図1）

また、自殺対策については、平成28年に自殺対策基本法が改正され、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指してすべての市町村が自殺対策計画を策定することとされました。

このような状況を踏まえ、本町においても、町民一人ひとりがそれぞれの望む「健幸（身体面の健康だけでなく、人々が生きがいを感じ、安心安全で豊かな生活が送れること）」を得ることができるよう健康づくりを支援し、それを継続できるための環境を整えることを目指す「栗山町健康増進計画」を策定し、また、平成30年度には自殺対策計画としての性格も持たせた「第1期栗山町健康増進計画（平成30年度改訂版）」として見直しを行いました。

今回、「第1期栗山町健康増進計画」が令和5年度で計画期間が終了することから、国の第三次計画で示された基本的な方針及び目標、また、これまでの町の取組の評価及び新たな健康課題などを踏まえ、「第2期栗山町健康増進計画」を策定します。

【図1】健康日本21（第三次）の概念図



出典：厚生労働省

第2節 計画の位置づけ

本計画は、栗山町第7次総合計画を上位計画とし、町民の健康の増進を図るための基本的事項を示し、推進に必要な方策を明らかにするものです。

本計画の推進にあたっては、「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」を参考とし、関連する法律及び各種計画との十分な整合性を図るものとします。

【関連する法律及び各種計画】

法律	北海道の計画	本町の計画
健康増進法	北海道健康増進計画「すこやか北海道 21」 南空知圏域健康づくり事業行動計画	栗山町健康増進計画 (栗山町自殺対策計画)
がん対策基本法	北海道がん対策推進計画	栗山町健康増進計画
歯科口腔保健の推進に関する法律	北海道歯科保健医療推進計画	栗山町健康増進計画
自殺対策基本法	北海道自殺対策行動計画	栗山町健康増進計画 (栗山町自殺対策計画)
国民健康保険法	北海道保健事業実施計画	栗山町保健事業実施計画 (データヘルス計画) 特定健康診査等実施計画
高齢者の医療の確保に関する法律	北海道医療費適正化計画	栗山町保健事業実施計画 (データヘルス計画) 特定健康診査等実施計画
子ども・子育て支援法	北の大地★子ども未来づくり北海道計画	栗山町子ども・子育て支援事業計画
食育基本法	北海道食育推進計画	栗山町食育推進計画
介護保険法	北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画	栗山町高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画
教育基本法	北海道教育推進計画	栗山町社会教育総合計画 (栗山町社会教育中期計画)

第3節 計画がめざす姿

本計画では、高齢化の進展及び疾病構造の変化を踏まえ、生活習慣病の予防、生活機能の維持・向上及びライフコースアプローチ（胎児期から高齢期に至るまでの人の生涯を経時的に捉えた健康づくり）等により、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を目指すとともに、全ての町民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現のために、健康増進の取組を総合的に推進していきます。

第4節 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和17年度までの12年間とし、中間評価と取組の見直しを令和11年度を目途に行います。

第5節 SDGs との関係

SDGsは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、平成27年に国連サミットで採決された国際目標として、17の目標と169のターゲットで構成されています。本町では、栗山町第7次総合計画において、SDGsの目標達成を目指しています。本計画においても、健康増進の取組を推進することによって、SDGsのうち、「3 すべての人に健康と福祉を」「17 パートナーシップで目標を達成しよう」の目標達成を目指します。

【SDGs ロゴ】



出典：国際連合広報センター

第6節 健康寿命延伸のまちづくり宣言

本町では、第1期栗山町健康増進計画に基づき、平成27年9月に健康づくりの方針を示す「健康寿命延伸のまちづくり宣言」を行っています。本宣言により町民一人一人はもちろんのこと関係団体とも協議し、健幸的に生活できるまちづくりを展開していきます。

健康寿命延伸のまちづくり宣言

わたしたち栗山町民は、一人一人が生きがいを持ち、安心・安全で豊かな暮らしを健幸に営むことができる笑顔あふれるまちを望みます。

自らの健康は自らつくるを基本に、町民同士がしっかりと支え合いながら、健康を守るためのまちづくりを通して、健康寿命の延伸を目指し、ここに健康寿命延伸のまちづくりを宣言します。

- ー 自分の健康に関心を持ち、自らの健康管理に努めます。
- ー 家族みんなで、健康的な生活習慣に努めます。
- ー 町民みんなの力で、心と体の健康を支え守るためのまちづくりに努めます。

平成27年9月 栗山町